

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二条中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改める。

第六条を第二十条とする。

第五条の六中「第三十三条の十四」を「第三十三条の三十二第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第五条の五中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第十八条とす

る。

第五条の四を第十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

（特別国際種事業に係る特定器官等）

第十三条 法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等とする。

（特別国際種事業者の登録の要件）

第十四条 法第三十三条の六第一項の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

（特別国際種関係大臣）

第十五条 法第三十三条の六第一項の特別国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

（特別国際種事業者の登録に関する手数料）

第十六条 法第三十三条の二十一第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十三条の六第一項の登録 三万三千五百円

二 法第三十三条の十第一項の登録の更新 三万二千五百円

(管理票の作成をしなければならない特別特定器官等)

第十七条 法第三十三条の二十三第一項の政令で定める要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であることとする。

第五条の三中「前条第二号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の二中「次に掲げるもの」を「別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等」に改め、同条各号を削り、同条を第十条とする。

第五条の見出し中「登録等」を「個体等の登録等」に改め、同条中「定めるもの」を「定める額」に改め、同条第一号中「登録」を「法第二十条第一項の登録」に、「三千二百円」を「五千円」に改め、同条第二号中「登録」を「法第二十条第一項の登録」に改め、同条第三号中「変更登録又は」を「法第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の」に改め、同条第四号中「登録票」を「法第二十条第十項の登録票」に改め、同条に次の一号を加える。

五 法第二十条の二第一項の登録の更新 一の個体等につき四千六百円

第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条第二項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項ただし書」に、「同表の表二」を「別表第一の表二」に改め、同条を第七条とする。

第二条の五中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同条を第六条とする。

第二条の四中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同条を第五条とする。

第二条の三中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改め、同条を第三条とする。

別表第一中「第三条」を「第七条」に改める。

別表第二中「第四条」を「第八条」に改める。

別表第三中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

別表第四中「第二条の二、第二条の三」を「第三条、第四条」に改める。

別表第五中「第二条の四、第五条の二、第五条の五」を「第五条、第十条、第十三条、第十八条」に改める。

別表第六中「~~第五~~条、~~第六~~条」を「~~第八~~条、~~第九~~条」に改める。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三七の項中欄中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、
「~~第六~~条第二項第三号」を「~~第六~~条第二項第四号」に改める。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第八号」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)第二条第一項第十四号

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第
二百八十四号)第十五条第一項第五号

三 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)第十条第一項第十二号

四 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)第九条第一項第八号

五 広域臨海環境整備センター法施行令(昭和五十六年政令第三百三十号)第九条第一項第三号

六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第十五号

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

- 2 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条のうち絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第六条第二号の改正規定中「第六条第二号」を「第二十条第二号」に改める。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。